

第5回市民事業等審査専門委員会における検討課題について

補助限度額について

専門委員会等における意見では、補助限度額を設定すべきという意見があり、支援制度のたたき台においても森林整備事業の一般の請負単価やNPO等に対するアンケート調査結果を参考に10万円～50万円の間で補助限度額を設定しているが、どの程度の補助限度額を設定するか。

補助率について

専門委員会等において補助率の設定についての意見や議論はまだ出ていないが、補助率を設定するかどうか、また、設定するならばどの程度の補助率を設定するか。

なお、たたき台の「特別対策事業の市民版活動」については、中長期的に管理等が必要であり、利益を生み出すことが難しいという観点からNPO等の負担を求めないこととしているが、「普及啓発、教育活動」、「調査研究活動」については、より自主・自立的な活動を求めるという観点から1/2の自己負担を求めている。

補助期間について

専門委員会等における意見では、補助期間に限度を設定すべきという意見があり、支援制度のたたき台においても各区分で補助期間を設定しているが、どの程度の補助期間を設定するか。

なお、たたき台の「特別対策事業の市民版活動」については、中長期的に管理等が必要な事業だが、5か年計画の見直しが行われることから5か年計画の期間内(資機材等の購入は1年)としており、「普及啓発、教育活動」、「調査研究活動」についてはより自主・自立的な活動を求めるという観点から2年の期間を設定している。

普及啓発、教育活動における制約について(実践活動を伴うものとするか。)

専門委員会等における意見では、教育・啓発事業活動も現場で行っているものは、支援対象としてはよいのではないかという意見があり、支援制度のたたき台において「特別対策事業の市民版活動」に係る実践活動を伴う活動であることとしているが、この制限を課すかどうか。

なお、この制限を課さない場合は、「普及啓発、教育活動」についての活動地域をどう捉えるか(どこで対象外の線引きを行うか)という課題が残る。

個人に対する支援について

専門委員会等における意見では、個人の活動の評価は難しく、結果が見えづらいという意見があり、支援制度のたたき台においても、水源環境保全・再生に係る実効ある個人の活動はあまりないことから、個人の活動は対象外とし、次年度以降の検討予定としているが、検討を行うか。